

○立命館アジア太平洋大学自己点検・評価委員会規程

2008年7月2日

規程第777号

(設置)

第1条 本大学の教育研究水準の向上を図り、本大学の目的および社会的使命を達成するため、自己点検および評価を行い、その結果を公表することを目的として、立命館アジア太平洋大学自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の役割)

第2条 委員会は、本大学における教育および研究、組織および運営ならびに施設および設備（以下「教育研究等」という。）について、自己点検・評価を実施する。

2 委員会は次の事項を取り扱う。

- (1) 自己点検・評価の基本方針および自己点検・評価項目の策定に関する事項
- (2) 自己点検・評価の実施、組織および体制に関する事項
- (3) 各組織の自己点検・評価結果の統括に関する事項
- (4) 自己点検・評価報告書の作成に関する事項
- (5) 自己点検・評価結果の公表に関する事項
- (6) その他自己点検・評価および外部評価ならびに第三者評価に関する事項

(委員会の構成)

第3条 委員会は、学長のもとに設置し、自己点検・評価は、各組織において組織の長を責任者として行う。

2 委員会は、次に定める委員をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 学部長
- (3) 研究科長
- (4) 教学部長
- (5) 学生部長
- (6) 国際協力・研究部長
- (7) 入学部長
- (8) 就職部長
- (9) 事務局長
- (10) その他委員長の指名する者

- 3 委員長および副委員長は、委員のなかから学長が指名する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、委員長の職務を代行する。

(結果の報告、評価結果の反映)

第4条 委員会は、自己点検・評価の結果を学長および立命館アジア太平洋大学大学評価委員会に報告する。

- 2 学長は、評価結果を受け、その内容を本大学の諸計画に反映させる。

(委員会の運営)

第5条 委員会は、毎年度1回以上、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の定めるところによる。
- 4 前項の場合において、委員長は委員として議決に加わることができない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2008年7月2日から施行し、2008年4月1日から適用する。

附 則 (2014年9月9日委員会構成の変更等に伴う一部改正)

この規程は、2014年9月9日から施行する。